

○鹿沼市民情報センター条例

平成11年8月11日条例第21号

改正

平成14年12月26日条例第38号

平成16年7月26日条例第17号

平成16年12月20日条例第22号

平成17年9月30日条例第31号

平成18年6月26日条例第43号

平成24年3月19日条例第4号

平成27年3月16日条例第13号

平成30年12月18日条例第32号

鹿沼市民情報センター条例

(設置)

第1条 地域情報化を推進することにより、市民に対し高度な情報通信に関する知識を普及し、市民の利便性及びその生活の向上を図るため、保健福祉、生涯学習その他の市政に係る情報の発信拠点として、鹿沼市民情報センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 鹿沼市民情報センター

位置 鹿沼市文化橋町1982番地18

(指定管理者による管理)

第3条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) センターの利用の許可に関すること。
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

(開館時間等)

第4条 センターの開館時間、貸出時間及び休館日は、規則で定める。

(利用の許可)

第5条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、センターの施設管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする場合に条件を付することができる。

3 第1項の許可に係る事項を変更するときは、指定管理者の承認を得なければならない。

(利用の制限)

第6条 指定管理者は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。

(1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。

(2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。

(3) 施設又は附属設備を破損するおそれがあると認められるとき。

(4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

2 センターの利用に当たっては、前項の規定のほか、社会教育法（昭和24年法律第207号）第23条の規定を準用する。

(遵守事項)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）その他センターに入場した者は、センターの利用に当たっては規則で定める事項を守らなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第8条 利用者は、許可を受けた目的以外にセンターを利用し、又はその利用に係る権利を譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。

(2) 第5条第2項の規定により付した許可の条件に違反したとき。

(3) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 前条の規定に違反したとき。

2 前項の規定により、利用者に損害が生ずることがあっても、市は、その補償の責めを負わない。

(事前許可設備等の設置等)

第10条 利用者は、センターの利用に当たって、特別の設備を設置し、又は附属設備以外の器具を搬入する等のセンターの管理運営上支障を及ぼすおそれのある行為を行うときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第11条 利用者は、センターの利用を終了したときは、又は第9条第1項の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(使用料)

第12条 利用者は、センターの利用の許可を受けたときは、別表に定める施設使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、利用者において使用料を納入できないやむを得ない事情があり、又は利用者から使用料を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。

(使用料の不還付)

第14条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により、センターを利用することができなくなったとき。

(2) 規則で定める期間内に利用許可の申請の取下げ又は変更を申し出たとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき。

(損害賠償)

第15条 利用者は、センターの施設及びその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年11月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月26日条例第38号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年7月26日条例第17号)

この条例は、平成16年8月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月20日条例第22号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日条例第31号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

4 この条例の施行の際、現に改正前の鹿沼市民情報センター条例第3条の規定により利用の許可を受けている者は、改正後の鹿沼市民情報センター条例第5条の規定により利用の許可を受けた者とみなす。

附 則 (平成18年6月26日条例第43号)

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月19日条例第4号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月16日条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月18日条例第32号)

この条例は、平成31年2月1日から施行する。

別表 (第12条関係)

1 施設使用料

施設区分	使用料 (1時間につき)
マルチメディアヘルスケアルーム (全室)	450円
マルチメディアヘルスケアルーム (A)	200円
マルチメディアヘルスケアルーム (B)	250円

研修室	300円
子育て情報室（全室）	750円
子育て情報室（A）	450円
子育て情報室（B）	300円
学習室1（全室）	450円
学習室1（A）	150円
学習室1（B）	150円
学習室1（C）	150円
学習室2	150円
学習室3	200円
学習室4	200円
食生活情報室	300円
EUC学習室	500円
マルチメディアホール	800円
市民活動情報室	200円

2 附属設備使用料

附属設備の使用料については、規則で定める額とする。